

今回の係留禁止等区域拡大によって

太田川放水路，天満川，旧太田川，元安川，京橋川，猿猴川の6河川の水域全てが規制されるとともに，港湾・漁港区域の水域についても規制範囲が広がります。

(一部の入江※ 小型船溜まりは除きます。)

※「一部の入江」：観音新町3丁目の入江以外です。

◇規制される区域に放置（不法に係留）している
プレジャーボートは、すみやかに、既存の保管
施設（広島観音マリーナや民間マリーナ等）に
移動していただくか、平成19年10月に開業する
ポートパーク広島に保管してください。

保管施設があるマリーナ

施設名	地区	電話番号
ポートパーク広島	中区南吉島	(082) 249-2855
クラフトマリーナ	佐伯区五日市港	(082) 923-4848
マリーナ広島	安芸郡坂町鯉尾	(082) 885-1076
坂PBS	安芸郡坂町	(082) 234-7710
西マリーナ	安芸区矢野西	(082) 888-0501
矢野マリーナサービス	安芸区矢野	(082) 889-2939
新サンマリーナ金輪島サービスセンター	南区宇品町（金輪島）	(082) 884-2683
広島プリンスホテルマリーナ I N金輪島	南区宇品町（金輪島）	(082) 884-0575
フロリダマリーナサービス	南区宇品町（金輪島）	(082) 884-1677
広島プリンスホテルマリーナ	南区元宇品町	(082) 505-0657
広島ベイマリーナ	南区元宇品町	(082) 255-0858
五日市PBS	佐伯区五日市町	(082) 234-7710
広島ヤンマー商事	南区元宇品町	(082) 253-1151
広島観音マリーナ	西区観音新町	(082) 234-7710
イワヤママリーナ	中区江波南	(082) 232-2050
デルタマリン	中区江波栄	(082) 291-8125
廿日市ポートパーク	廿日市市木材港北	(082) 251-7145



凡例

- 既指定区域
- 新規指定（国管理）
- 新規指定（国県重複管理）
- 新規指定（県管理）

(港湾・河川の区別はしていません)

平成19年度 係留禁止等区域拡大予定